

石綿飛散防止対策に係る取組みについて

大阪府環境管理室事業所指導課

1 法・条例に基づく解体等工事現場における石綿飛散防止対策の徹底

- ・ 特定粉じん排出等作業実施届出書の審査・指導及び現場への立入検査
- ・ 石綿事前調査結果報告システムや建設リサイクル法届出情報に基づく解体工事現場への立入検査
- ・ 通報等を契機とした立入検査
- ・ 工事施工境界線における行政測定の実施
- ・ 石綿事前調査結果報告制度に基づく事前調査結果の内容確認・指導

2 セミナー、大阪府ホームページ等による周知

- ・ 発注者及び施工者向けに石綿飛散防止対策の徹底を図るため、毎年6月に「大阪府石綿飛散防止対策セミナー」を開催
- ・ 大阪府ホームページやパンフレット、チラシ等により、法及び条例の石綿規制内容を周知

3 行政機関、業界団体が一体となった石綿飛散防止対策の推進

- ・ 「STOP アスベストキックオフ宣言」の成果を活かし、業界団体と連携した法・条例の周知活動を実施
- ・ キックオフ宣言賛同の業界団体と石綿飛散防止周知の取組みの共有を図るため、大阪府「みんなで防止!!石綿飛散」推進会議を開催

4 庁内連絡会議による府有施設管理の対策等を推進

大阪府アスベスト対策推進会議（庁内連絡会議）により、環境対策に加え、健康医療部、総務部、教育庁等で法令や制度の改正点等の情報を共有

5 災害時への備え

- ・ 国策定の災害時マニュアルをもとに、地域性を考慮し、より実効性のある「災害時石綿飛散防止マニュアル」を策定。
- ・ 有事の際に石綿分析調査を迅速かつ円滑に実施できるよう、分析事業者2団体と協定を締結（大阪環境測定分析事業者協会（令和元年9月）、一般社団法人日本環境測定分析協会関西支部（令和2年2月））